

どのようなサービスが受けられるの？

○介護保険は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で、自立した生活ができるよう、必要な福祉サービス、医療サービスを総合的に受けられる仕組みを目指しています。

【介護保険で受けられるサービス】

介護保険で受けられるサービスは、居宅で受けるサービスと施設に入所して受けるサービスがあります。

【要介護状態の方】：介護給付が受けられます。

必要な居宅サービス、施設サービスが受けられます。

（特別養護老人ホームは原則、要介護3以上）

【要支援状態の方】：予防給付が受けられます。

必要な居宅サービスを受けることができます。

施設サービスは受けることができません。

介護サービス（要介護状態の方）	
指定・監督 都道府県・政令市・中核市が	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 <p>◎居宅介護支援</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設
指定・監督 市町村が	<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
その他	○住宅改修

介護予防サービス（要支援状態の方）

都道府県・政令市・中核市が
指定・監督

◎介護予防サービス

【訪問サービス】

- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 介護予防通所介護
- 介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護

- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防福祉用具貸与

市町村が
指定・監督

◎地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（要支援2に限る）

◎介護予防支援

その他

- 住宅改修